

昭和二十八年郵政省令第三十六号

## 有線電気通信法施行規則 (設備の設置の届出)

**第二条** 法第三条第二項の總務省令で定める有線電気通信設備は、次のとおりとする。

一 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備（以下「共同設置の設備等に係る届出を要しない設備」という。）

二 他人（電気通信事業者を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続される有線電気通信設備（以下「相互接続の設備」という。）であつて、次に掲げるものであつて、次に掲げるもの

イ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この規条において同じ。）が設置するもの（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）

ロ 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内にあるもの（以下「構内等設備」という。）

ハ 放送法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二条第三号に規定する一般放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）

災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。  
ロ 法第八条第一項の規定による命令を受けたとき。

ハ 電気通信事業者の設置する有線電気通信設備（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）であるとき。

二 一の構内又は一の建物にある二以上の構内等設備を接続するとき。

ホ 有線放送設備を接続するとき。

三 他人の通信の用に供される有線電気通信設備（以下「他人使用の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの

イ 前号イ、ロ又はハに掲げる場合

ロ 前号ニに掲げる場合であつて、接続した者が相互に使用するとき。

ハ その設備が電気通信事業法第七十条第一項の規定により電気通信事業者の設置する電気通信回線設備に接続したものであるとき。

二 放送法第二条第三号に規定する一般放送を行うとき（同号に規定する一般放送の業務を行おうとする者からその業務の用に供するため有線放送設備の使用の申込みを受けその承諾をしたときを除く。）。

ホ 警察法（昭和十九年法律第一百六十二号）第七十八条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

ヘ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十一条の規定により消防庁又は地方公共団体が使用するとき。

ト 犯罪の捜査その他その業務に必要な通信を行うため、警察庁又は都道府県警察の設置した有線電気通信設備を法務省が使用すること。

チ 地下街、地下トンネル、その他これに準ずる場所に設置した無線通信補助設備を警察事務又は消防事務を行う者が当該事務を行ふために使用するとき。

リ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防團長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

ヌ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十一條の規定により内閣総理大臣、

都道府県知事、同法第三十三条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長（特別区の区長を含む。）又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

ル 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三条）第二十条において準用する場合を含む。）又は第七十九条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用するとき。

ヲ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第八条の規定により日本郵便株式会社が使用するとき。

ワ その設備が老人その他他人の介護を必要とする者の福祉のために設置した有線電気通信設備であつて、別に告示するものであるとき。

（共同設置の設備等に係る届出を要する事項）

第三条 法第三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 共同設置の設備の場合

イ 使用の態様

ロ 共同して設置する設備の部分（設備の全部を共同して設置する場合を除く。）

ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況

二 相互接続の設備の場合

イ 使用の態様

ロ 接続先の設備の設置者及びその設置の場所

ハ 接続のための設備の概要及びその設置の場所

三 他人使用の設備の場合

イ 使用の条件

ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況

（設備の変更の届出）

第四条 法第三条第三項の規定による有線電気通信設備の変更の届出は、別紙様式第四の届出書に変更に係る事項（新旧対照を含む。）を記載した書類を添え、所轄総合通信局長を経由して行うものとする。

(設備の廃止の届出)  
**第五条** 有線電気通信設備を設置した者は、その設備を廃止したときは速やかにその旨を別紙様式第五の届出書により、所轄総合通信局長を経由して総務大臣に届け出なければならない。  
(設置の届出を要しない設備)  
**第六条** 法第三条第四項第五号に規定する有線電気通信設備は、次のとおりとする。  
一 電気通信事業法第五十二条第一項の規定により接続する端末設備  
二 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十九号)の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)第五十条の規定により設置するもの  
(自家用電気工作物の用に供するものに限り、法第三条第二項各号に掲げるもの(第一条に掲げるものを除く)を除く)  
三 前二号に掲げるもののほか、臨時かつ緊急の用に供するために設置するものであつて、その設置の期間が三十日未満のもの  
(本邦外にわたる設備の設置の許可)  
**第七条** 法第四条ただし書の許可を受けようとする者は、別紙様式第六の申請書に別紙様式第七の書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。  
二 総務大臣は、法第四条ただし書の規定により許可をしたときは、別紙様式第八の許可状を交付する。  
三 総務大臣は、法第四条ただし書の許可をしないこととしたときは、その旨を申請者に通知する。  
(陸揚局における異常又は不審な事象の報告)  
**第八条** 法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備(電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下「本邦外設置有線電気通信設備」という。)の数(本邦内の陸揚地点が二以上である本邦外設置有線電気通信設備については、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。)の本邦外設置有線電気通信設備の数に対する割合が十分の一以上であるものとして総務大臣が指定するもの(以下「指定本邦外設置有線電気通信設備設置者」という。)は、その本邦外設置有線電気通信設備の本邦内の陸揚局における異常又は不審と認められる事象が生じたときは、速やかにその発生日時及び場所、概要、原因、

措置模様その他参考になる事項について適当な方法により総務大臣に報告するとともに、その詳細について、その事象の発生を知つた日から三十日以内に別紙様式第九により総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について前項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により指定を解除したときには、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者にその旨を通知するものとする。

**第九条** 法又はこの省令の規定により総務大臣に提出する届出書又は許可の申請書及びこれらに添える書類（次条において「届出書等」といいう。）の提出部数は、正本一通及び副本一通（届出又は許可の申請に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上ある場合は、沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたる場合は、これらの総合通信局の数と同数とする。

（電磁的方法による提出）

**第九条の二** この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行なうことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（検査職員の証明書）

**第十一条** 法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第十のとおりとする。

（意見の聴取の公告及び予告）

2 審理員は、前項の意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 審理員は、前項の意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。

**第十二条** 意見聴取会は、審理員が議長として主導する。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政の職員、学識経験者その他参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席をしようとする者は、審理員の許可を得なければならぬ。ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条规定の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

4 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

5 意見聴取会に審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつてその陳述に代えることができる。

6 審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

7 議長は、審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為を制限することができる。

8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要な言動をする者を退去させることができない。

要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができない。

9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、審査請求人又はその代理人にこれを通知しなければならない。

（意見の聴取の公告及び予告）

2 調書には、次の事項を記載し、議長が署名しなければならない。

1 事案の件名

2 意見聴取会の期日及び場所

（調書）

**第十三条** 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

附 則（昭和四四年八月三〇日郵政省令第一号）抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和三十二年八月一日）から施行する。

附 則（昭和三三年六月三〇日郵政省令第一七号）抄

1 この省令は、公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百三十七号）の施行の日（昭和三十三年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月二十四日郵政省令第一四号）

1 この省令は、法の施行の日（昭和三十二年八月一日）から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和四七年一二月一四日郵政省令第四〇号）抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和四八年一月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年四月六日郵政省令第七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月二十五日郵政省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一月四日郵政省令第五九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この省令による改正前の規定に基づく手続その他の行為は、改正後これに相当する規定によつてしたものとみなす。

附 則（昭和四七年三月一六日郵政省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日郵政省令第一六号）

1 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一七日郵政省令第二十七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和四七年七月一七日郵政省令第一六号）

1 この省令は、法の施行の日（昭和二十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和一九年一〇月七日郵政省令第三七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、第一項は昭和二十九年四月一日から、第二項は、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三一年七月一四日郵政省令第一七号）抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和三十二年八月一日）から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和四七年一二月一四日郵政省令第四〇号）抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和四八年一月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年四月六日郵政省令第七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月二十五日郵政省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一月四日郵政省令第五九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。



イ. 送信等との関係	
種	類
村役場の施設	施設、鉄道、電気通信、機械等 機械等の運転のため
港	港
鉄道又は船舶	船
飛行船又は飛行機	機
水の私有	私

注「備考」欄には、「歩道と歩道との区別がある道路」等のように記入すること。

4. 設備の概要

(1) 鋼 線

ア. 送信機	
種	類
電波	電波
光	光

注「備考」欄には、「ローブル式送信機」、「電子式送信機」等と記入すること。

2. 内線電話を記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

4. 有線放送の場合は、分音器、分配器及びアンプ等を記入すること。  
(注: 実際出力レベルの値の記載を要しない。)

ウ. 保安装置

オ. 保護装置	
種	類
電流	電流
電圧	電圧

注「備考」欄には、「断路器・遮断器」等を記入すること。

(2) 線 路

ア. 線 路	
種	類

架空線、地下、水底の 線	施設
	施設
	施設
	施設

注「備考」欄には、「アーチ型」、「ターナー型」、「耐候」等を記入すること。

2. 「鉄塔」欄には、「二重鉄塔」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 案

オ. 電気通信の接続手段	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電話機

オ. 電話機	
種	類
電話機	電話機

注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

2. 「直通」欄には、「二重直通」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電話機	電話機

注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

2. 「直通」欄には、「二重直通」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電話機	電話機

注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

2. 「直通」欄には、「二重直通」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電話機	電話機

注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

2. 「直通」欄には、「二重直通」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電話機	電話機

注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

2. 「直通」欄には、「二重直通」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電話機	電話機

注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

2. 「直通」欄には、「二重直通」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

オ. 電路	
種	類
電波	電波
光	光
電	電
計	計
計	計

注「備考」欄には、「光電気」、「シグナル」等と記入すること。

2. 「電気」欄には、「二重電気」等と記入すること。

3. 境界線と子母線を記入すること。

4. 有線放送の場合は、内線電話を記入すること。  
注「備考」欄には、「内線電話」等と記入すること。

ウ. 電 路

別紙様式第四(第4条問)

年 月 日

總務大臣

届出者 姓  
氏名  
住所 所在地  
(所定様式の所定地)  
(ふりがな)  
氏名  
（同様式の各欄にあっては、  
以下に記入する者の住所及び  
氏名を連坐せること。）

記  
1 安更事項  
2 安更に係る段階の届出年月日  
注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 安更事項については、「有線電気通信の方式」、「段階の選択の順序」等と記入すること。  
3 安更により法第3条第2項各号に掲げる段階(第2条に掲げるものを除く。)に該当することとなるときは、別紙第2の書類を添えて提出すること。  
4 安更工事期間及び完了の予定年月日

別紙様式第五(第5条開保)

有機電氣測量設備上課

年 月 日

總務大區 領

著者

(ふりがな)  
氏名  
(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を記すこと。)

別紙様式第六(監査署用紙)

申請者 別便番号  
住 所 (法人にあつては、本店又は主たる  
事務所の所在地)  
(ふりがな)  
氏 名

### 3 有線電気通信の方式

- 5 地域外の被災地指図の実施の場所
- 6 被災者を対象とした支援
- 7 地域外の被災地における避難の許可の有無
- 8 被災地の現状
- 9 地域外の被災地の現状

(注) 政府の被災地調査については、電気通信事業者の協力による場合については、原則、電気通信事業者に直接問い合わせて確認すること。

2 電気通信事業者の現状に関する情報の収集と確認

(注) 地域外の被災地の現状を把握するため、原則として、各電気通信事業者に直接問い合わせて確認すること。

3 通事連絡について(電気通信事業者の協力による場合については、その旨記載)

4 地域外及び地域外の被災地について、地域外の区域又は区域外に隣接する区域の在籍状況を確認すること。

5 駐留区域の現状の確認(電気通信事業者の協力による場合については、該区域の現状を確認すること。)

6 各電気通信事業者について、原則として、各電気通信事業者に直接問い合わせて確認すること。

7 地域外の被災地について、原則として、各電気通信事業者に直接問い合わせて確認すること。

別紙様式第八（第七条関係）

別紙様式第八(第七条関係)	
有権者又は被指揮本部外の選出可否	
氏名	□
登記可否	□
登録の届出可否	□
送達の種別	□
期日	□
年月日	
捺印	

(日本語用印)(英語)

別紙様式第九（第八条関係）

別紙様式第九(第八条関係)	
本件外設置本部長より送達の際の取扱いに対する真意又は不満な事項の報告	
提出人印	氏名
提出者	職務名 (ふりがな)
性別	性別
性別(性別欄に記入せざつては、本件又は主たる事務所の所在地にて、性別を記入せよ。)	
誕生日(西暦)	年月日
現住所	
現業場所の名称	
当該事務所に上記場所を交付した裏面連絡の欄	
被選舉権(対応状況、提出予定期限を含む。)	
選出原因	
再選(正規)	

別紙様式第十（第10条関係）

別紙様式第十(第10条関係)	
有権者又は被指揮本部長の認印	
この認印を押す権利者は、有権者又は被指揮本部長(法第29条第2項各項)の規定により立候査をする権限を有する者であらることとする。	
氏名	□
登記可否	□
登録の届出可否	□
送達の種別	□
期日	□
年月日	
捺印	

注：大きさは、縦4センチメートル、横2センチメートルとする。